

# 相続登記の義務化

～実務への影響、義務化される立法趣旨～



講師

## 小林幹寛弁護士

愛知県弁護士会所属(71期)・名古屋第一法律事務所所属  
一般企業・司法書士を経て弁護士へ

相続登記の未了を主な原因とする所有者不明土地は、今や九州本島の面積を超えるまでに増加し、土地環境の悪化や民間取引が阻害される原因になるなど国民経済に著しい損失を生じさせています。このため、不動産登記法が改正され、2024年4月から、相続又は遺贈により所有権を取得した相続人に対して3年以内の登記申請義務を課す旨の規律が設けられ、義務違反者は過料に処せられる可能性もあります。

こうした制度改正の背景や具体的な内容など、事務職員として必要な知識をお話しいたします。是非ご参加ください。

開催日時

11月25日(金)

19:00～20:00  
(※) 予定

開催方法

Zoom

参加URLは申込後に  
別途ご連絡します

参加費

2000円

申込方法

11月18日(金)までに 右記QRコードorアドレス先(リンクをクリック)の申込フォームからお申し込みください。



<https://forms.gle/3gP99WPgWpGHQ91t6>